

Tax News Flash

February 2023

VAT法改定に伴う実施規定

税務規定調和法(「HPP法」)の施行に基づきVAT法の改正条項を実施するため、政府は2022年に発行した規定 ([tax news flash July 2022 edition “New implementing regulations of VAT Law”](#)をご参照)に加えて、2022年12月に3つの実施規則を発行した。1つ目は2022年に施行された政府規則2022年第44号¹(「GR-44」)であり、VAT法の改定された一般規定に関する詳細なガイダンスとなっている。2つ目の政府規制2022年第49号(「GR-49」)は、VAT法においてVAT優遇措置にかかる条項である第16B条に関するものであり、従前は「VAT非課税対象」に分類されていた特定の物品やサービスが「VAT免除」あるいは「VAT不徴収」への改定を含んでいる。3つ目は財務省規則2022年第186号²(「MoFR-186」)であり、仕入VATの控除方法に関するガイダンスである。

このニュースレターでは、GR-44の重要なポイントと共にMoFR-186の注意すべき点について簡単に記載する。GR-49については別のニュースレター [Tax News Flash March 2023 VAT - KPMG Indonesia](#) で説明している。

GR-44により従前のVAT法の一般的な実施規則である2012年政府規則第1号とその改正は無効となった。³

GR-44に基づく注意すべきVATの取扱いと制度の改定条項

規定の内容	注記
A. VAT制度	
連帯責任納税制度 (<i>tanggung jawab renteng</i>)	<p>VAT課税物品やサービスの買い手は、以下の場合、VAT納付に対して連帯責任を負う。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. VAT課税物品やサービスの売り手からVATを徴収できない。 ii. VAT課税物品やサービスの買い手は、売り手に対してVATを支払ったことが証明できない。 <p>未払VATは下記のいずれかによって納付される。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. VAT課税物品やサービスの買い手の自己申告によって納付支払書に基づき納付、あるいは、 ii. 納付不足査定書または追加納付不足査定書に基づき納付。

¹ 2022年12月2日発効

² 2022年12月12日発効

³ 加えて、GR-44によって政府規定2021年No.9(企業の事業支援を目的とした税務規定)の第5条が無効となった。

規定の内容	注記
VAT税率に関する制度	VAT税率が改定された場合、新しい税率は下記の場合に適用される。 - VATの支払期限が到来する前に新VAT税率が発効される、又は - VATインボイス(または同等の書類)が新VAT税率の発効日以降に発行される。
B. VAT課税	
差押え資産の売却にかかるVAT	差押えられた資産(抵当権、質権あるいは同等の保証契約に基づき債権者によって引き継がれた資産として定義される)に関し、VATは当該資産が債権者(銀行やその他金融機関)によって売却された時点で課税される。債務者から債権者へのVAT課税物品の引き渡しされる場合はVATは課税されない。
イスラム法(シャリア)による担保物権の引き渡しにかかるVAT	シャリアに基づく金融取引においてVAT課税物品が担保物権として引き渡しされる場合、対象物品が最終的に元の保有者に戻る場合に限りVATは非課税となる。
VAT課税・非課税にかかる分類	まだ規定されていない。非課税物品やサービスのリストは別途財務省令で規定される。
「ファイナルVAT」制度にかかる仕入VAT控除の取扱い	これによってシャリアにかかる取引の課税が明確になった。
「ファイナルVAT」制度にかかる仕入VAT控除の取扱い	これによって「ファイナルVAT制度」等の仕入VAT控除について明確になった。(仕入VATは原則、一定の税率によって計算されて納付する売上VATから控除される)

MoFR-186はVAT課税事業者がVAT課税対象物品やサービスと、非課税物品やサービスの両方を提供する場合に、売上VATから仕入VATを控除する際に控除可能な仕入VATの算出に関して詳細な説明をしている。MoFR-186は、財務省規定2010年第78号に基づき規定されていた事項に関し、より明確なガイダンスとして発行された。

KPMGコメント

GR-44 はGR-1よりも包括的なガイダンスとなっている。他の税法と同様、文章の意味だけでは不明瞭な条項もある。これらの条項は、特定の問題の規制を取り巻く背景および業種ごとの商習慣を考慮して解釈する必要がある、このような事項をよく理解することが重要といえる。

これらのガイダンスの解釈方法に関する詳しい説明についてはKPMGの担当者にお問い合わせください。

お問合せ先

KPMG Advisory Indonesia

税務サービス

33rd Floor, Wisma GKBI
28, Jl. Jend. Sudirman
Jakarta 10210, Indonesia
電話: +62 (0) 21 570 4888

ジャパングデスク

三竿 祥之

Country Deputy Head of Japanese Desk

Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id

尾花 宏

Hiroshi.Obana@kpmg.co.id

足立 陽子

Yoko.Adachi@kpmg.co.id

ローカル責任者

Abraham Pierre

Head of Tax Services

Abraham.Pierre@kpmg.co.id

kpmg.com/id

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

©2023 KPMG Advisory Indonesia, an Indonesian limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.